

案内

農産物等モニタリング 検査結果（福島県調査）

福島県が実施する農畜産物等モニタリング検査において、本市の牛乳・乳製品、野菜類、卵については、現在、放射性ヨウ素および放射性セシウムは検出されていません。

魚では、川魚のヤマメ（阿武隈川）について採捕・出荷が制限されていますが、養殖の川魚については、暫定規制値以下で、安全が確認されています。

原子力損害にかかる仮払請求について

東京電力(株)では、農林漁業者が被った損害について、JA等農業者団体を通じた請求を委任していない農業者に対し、損害の一部を仮払補償金として支払うため、個人からの請求を受け付けています。

※農業者団体に請求を委任している方は、個人として請求する必要はありません。

●個人により請求手続きを行う場合の請求方法

東京電力から「仮払補償金お支払いのご案内」を取り寄せ、仮払補償金請求書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、東京電力に送付してください。

●問い合わせ先

福島原子力補償相談室（コールセンター）

☎0120-926-404

※受付は午前9時～午後9時

ホームページアドレス（東京電力ホームページ）

<http://www.tepco.co.jp/index-j.html>

※請求用紙については、本庁舎農政課または各庁舎事業課にもあります。

☎本庁舎農政課 内2224 / 各庁舎事業課 表郷

☎②4785 大信☎④3973 東☎④2115

☎本庁舎農政課 内2224

国民年金保険料免除制度

失業や収入が少ないなどの理由で、国民年金の保険料を納めることが困難な場合には、納付の免除制度があります。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができなくなる場合があります。

免除には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除があり、本人・配偶者・世帯主の前年の所得で審査されます。

承認期間は、7月から翌年

6月までで、毎年申請が必要です。また、20歳代の方には世帯主の所得にかかわらず、本人と配偶者の所得が基準以下であれば保険料の納付を10年間猶予する制度もあります。

●申請に必要なもの

▽年金番号の分かるもの（年金手帳など）
▽雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格離職票（失業が理由の場合）
▽印鑑（本人以外が申請する場合）
▽平成23年1月2日以降に本市に転入された方は、平成23年度（平成22年分）の所得課税証明書

☎本庁舎国保年金課 内21

74 / 各庁舎市民福祉課 表郷

☎③2113 大信☎④3974 東☎④2113

入院時の自己負担額および食事代軽減制度

国民健康保険と後期高齢者医療に加入している方が入院したときに、食事代が軽減される制度があります。

この制度は、住民税非課税世帯の方が該当となります。

適用を受けるには、本庁舎国保年金課まで申請してください。

農業者の皆さんへ 新しい農業者年金に加入しましょう

農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全・安心な公的年金です。

《新しい農業者年金の特徴》

- 1 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方であれば誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。
- 2 自ら積み立てた保険料とその運用益により受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。
- 3 認定農業者など一定の要件を備えた方に対し、保険料の国庫補助（政策支援）があります。
- 4 保険料は、月額2万円から6万7,000円まで老後設計に応じて自由に選択できます。
- 5 支払った保険料は全額（最高年額80万4,000円）が社会保険料控除の対象となります。また、受け取る年金についても公的年金等控除の対象となります。
- 6 原則65歳から生涯年金が受けられ、80歳保証付（加入者・受給者の方が80歳までに受け取るはずであった年金を遺族の方に死亡一時金として支給）の終身年金です。

※加入申し込みやご相談は、最寄りのJA（農業協同組合）、農業委員会にお問い合わせください。

☎農業委員会事務局 内2241

い（認定証が交付され、申請した月の初日から適用となります）。

なお、現在交付している認定証の有効期限は7月31日(日)までです。

引き続き認定を受ける場合は、8月31日(水)までに申請してください。

☎本庁舎国保年金課 内21

72

国民健康保険・後期高齢者医療受給者証更新

国民健康保険と後期高齢者医療に加入している方が現在お使いの受給者証の有効期限は、7月31日(日)までです。

新しい受給者証は、7月下旬に郵送します。

☎本庁舎国保年金課 内21

後期高齢者医療被保険者証更新

75歳以上（一定の障がいがある65歳以上）の方が加入している後期高齢者医療制度の被保険者証は1年ごとに更新となります。

現在お使いの被保険者証（ピンク色）の有効期限は7月31日(日)までです。

新しい被保険者証（オレンジ色）は7月下旬に郵送します。

☎本庁舎国保年金課 内21

75